

## 北九州市簡易型自動消火装置設置費補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、火災が大規模化するおそれがある地域の木造飲食店に対し、厨房周りの火災に対応する自動消火装置の設置費用を補助することにより、自動消火装置の普及を推進するとともに、木造飲食店からの火災を防ぎ、隣接する建物への延焼防止を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「簡易型自動消火装置」とは、熱を感知し自動的に消火薬剤を放射する消火装置のうち、一般財団法人日本消防設備安全センターの評定又は認定を取得しており、厨房周りの火災に対応する感知温度が95℃以上のものをいう。

### (補助金の交付対象等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかの要件を満たし、業務上こんろを使用する木造飲食店の関係者で、第13条の規定に基づき、市長が登録した販売店（以下「登録販売店」という。）から、簡易型自動消火装置（以下「消火装置」という。）を購入し、木造飲食店に設置したのに対し、補助金を交付する。

- (1) 消防局が定める「特定消防区域」のうち、別表に掲げる地域に存する木造飲食店であること。
  - (2) 消防職員または防火指導員による防火指導を受けており、消火装置の設置を推奨されている木造飲食店であること。
- 2 前項の補助対象者は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
  - (2) 法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいらないこと。
  - (3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
  - (4) 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、消火装置の購入及び設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、1台につき補助対象経費の10分の9に相当する額、かつ55,000円を限度とする。但し、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付し、市長に補助金の交付を申請するものとする。

ただし、申請に伴う書類一式については、登録販売店が提出する。

(1) 店舗状況等申告書兼報告書(様式2)

(2) 消火装置の本体費用及び工事費用が分かる見積書の写し(様式は問わない。ただし、登録販売店が発行したものに限る。)

(3) 賃貸の場合は、北九州市簡易型自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書(様式3)

(4) 北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金の交付申請に係る誓約書(様式4)

2 市長は、前項の申請内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書(様式5)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の審査の結果により交付することが不相当と認めるときは、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金不交付決定通知書(様式6)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けることが決定した者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後、消火装置の設置に要する費用に変更が生じる場合は、速やかに北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更承認申請書(様式7)に、前条第1項第2号に掲げる書類及び同条第2項の交付決定通知書を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容を審査し、必要に応じて補助金を変更し、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更交付決定通知書(様式8)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ及び交付決定の取消し)

第8条 申請者が補助金交付申請を取り下げる場合又は交付決定者が補助金交付決定の取消しを希望する場合は、速やかに北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付申請取下げ等の届出書(様式9)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(申請者又は交付決定者が死亡した場合の取扱い)

第9条 消火装置の設置が完了する前に、申請者又は交付決定者が死亡した場合は、当該申請者又は交付決定者から前条の届出があったものとみなす。

(消火装置の設置及び補助金受領の委任)

第10条 交付決定者は、登録販売店において北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書(様式5)又は北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更交付決定通知書(様式8)を提示し、消火装置の購入及び設置を申し込むものとする。

2 交付決定者は、登録販売店に対し、消火装置の購入及び設置の申込みの際に北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定通知書(様式5)又は北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金変更交付決定通知書(様式8)及び委任状(様式10)を提出し、この要綱による補助金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

3 前項の規定により委任された登録販売店は、手続の委任を通じて得た情報を、この要綱による補助金の交付手続のみに使用し、他の目的には使用してはならない。特に個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に取り扱わなければならない。

(設置完了報告及び補助金の確定)

第11条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、補助事業期間終了後(消火装置の設置完了後)、速やかに北九州市簡易型自動消火装置設置費補助に係る設置完了報告書(様式11)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 委任状(様式10)

(2) 領収証(様式12)の写し

(3) 設置完了状況の写真

2 市長は、第1項の設置完了報告を受理したときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付確定通知書(様式20)により、交付決定者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、登録販売店が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者又は登録販売店が次の各号のいずれかに該当するときは、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付決定取消通知書(様式13)により、補助金交付の決定を取り消し、又は北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金返還命令書(様式14)により、既に交付した補助金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(販売店の登録)

第13条 市長は、北九州市簡易型自動消火装置販売店登録届出書(様式15)及び北九州市簡易型自動消火装置販売店の登録に係る誓約書(様式16)により消火装置の販売業者の届出があったときは、次の各号に該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を業としており、有資格者名簿に登録された市の指定業者であること。
  - (2) この要綱による補助事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
  - (3) この要綱に定める消火装置の販売及び設置並びに補助金の交付請求等の委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)でないこと。
  - (5) 法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
  - (6) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
  - (7) 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは、北九州市簡易型自動消火装置販売店登録認定通知書(様式17)により届出者に通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果により、登録することが不適当と認められたときは、北九州市簡易型自動消火装置販売店登録不認定(取消)通知書(様式18)により届出者に通知するものとする。

(登録販売店の変更及び廃止)

第14条 登録販売店は、販売店の所在地等に変更があった場合又は販売店の登録を廃止したい場合は、北九州市簡易型自動消火装置販売店登録変更(廃止)届出書(様式19)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(販売店の認定取消し)

第15条 市長は、登録販売店が次の各号のいずれかに該当する場合、販売登録の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の届出その他の不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受

けたことが明らかになったとき。

(3) 第13条第1項各号の要件を満たさなくなったとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、登録販売店の認定を取り消すときは、北九州市簡易型自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式18）により登録販売店に通知するものとする。

（調査等への協力）

第16条 消火装置を設置する者又は登録販売店は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（北九州市補助金等交付規則との関係）

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。